

# 令和3年福島県沖を震源とする地震の見舞金・支援金等について

令和3年福島県沖を震源とする地震の被害に遭われましたことに対し、心からお見舞い申し上げます。

地震により住宅に被害を受けた場合、下記1から3の支援金等の支給を受けられます。

1から3は申請が必要です。申請はどちらも世帯主の方が行ってください。

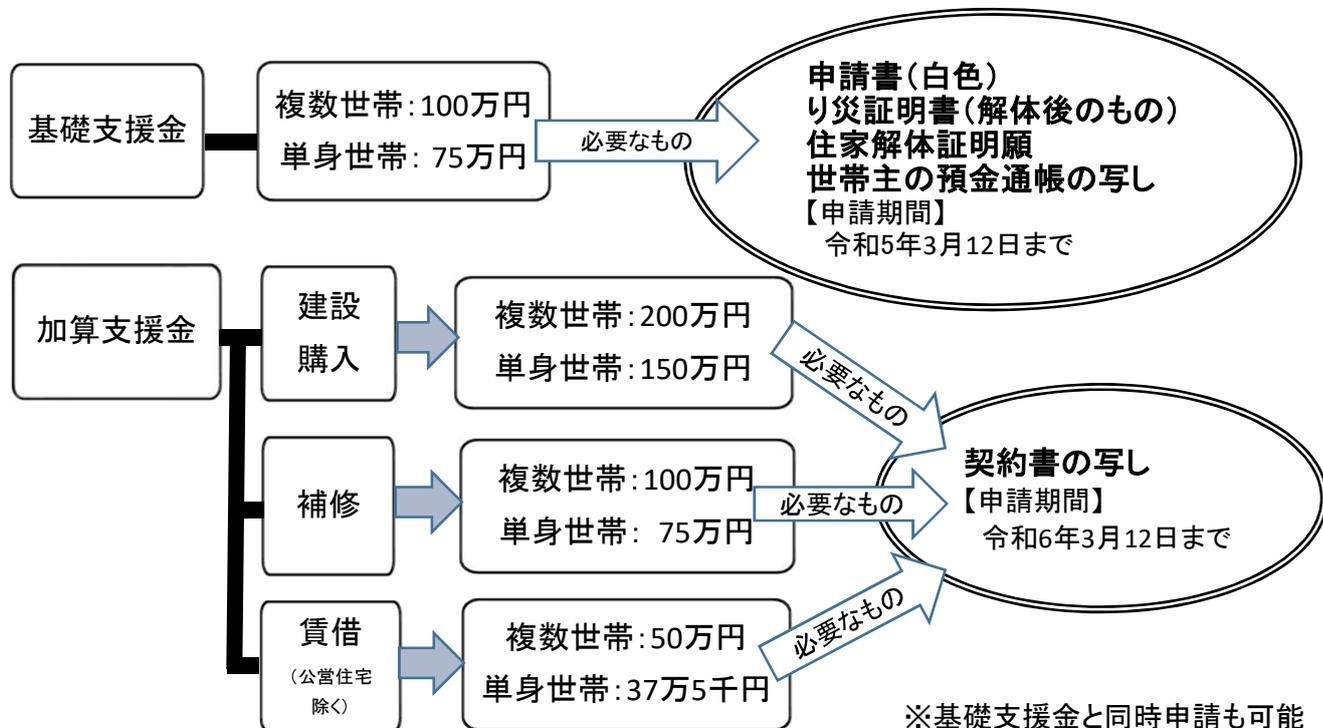
4は申請の必要はありません。

※ 災害時の住民票の登録が市外の方は、災害当時の住民票及び本市に居住していたことを確認できる書類（災害当時の公共料金の領収書など）を添付のうえ申請してください。

## 世帯主の申請が必要なもの

### 1 被災者生活再建支援金

居住する住宅に被害を受けた世帯に、支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。



※中規模半壊及び大規模半壊の判定を受けた際に、既に被災者生活再建支援金の申請をしている場合には、申請済みの金額との差額分の申請が可能です。

#### ●大規模半壊の場合の差額

区分		複数世帯	単身世帯
基礎支援金		50万円	37万5千円
加算支援金	建設・購入	全壊と大規模半壊の支給金額は同額のため、差額は発生しません。	
	補修		
	賃借(公営住宅除く)		

#### ●中規模半壊の場合の差額

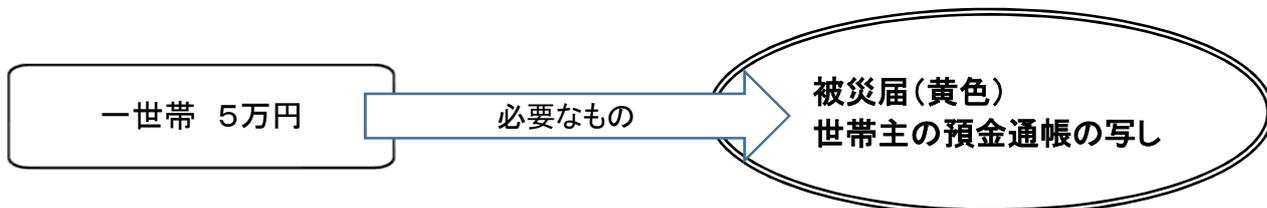
※中規模半壊は加算支援金のみ対象なので、やむを得ず解体した場合、基礎支援金は全額支給されます。

区分		複数世帯	単身世帯
基礎支援金		100万円	75万円
加算支援金	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37万5千円
	賃借(公営住宅除く)	25万円	18万7千5百円

## 2 市災害見舞金

※解体前に支給されていない方が対象です。

見舞金を支給することにより、被災者の自立助長と援護を図ることを目的とした制度です。



※1、2の必要書類は上記のとおりですが、場合によってはその他にも書類の提出をお願いすることがあります。

## 3 県・市義援金(申請書は被災届と同用紙)

※解体前に支給されていない方が対象です。

被災により生活の基盤である住居に被害を受けた方に、県・市に寄せられた義援金を配分します。

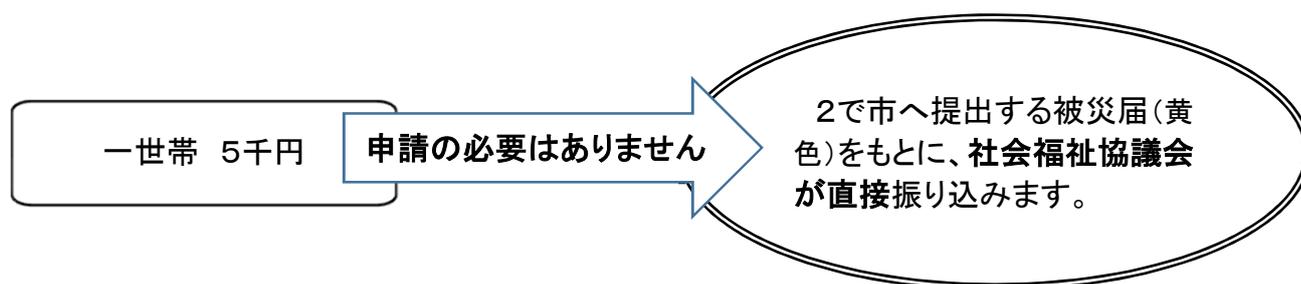
	県義援金	市義援金
配分額	35,450円	550円

## 世帯主の申請がいないもの

## 4 市社会福祉協議会災害見舞金

※解体前に支給されていない方が対象です。

社会福祉協議会の住民相互の助け合いの趣旨に基づき、見舞金を支給するものです。



### 【問合せ先】

須賀川市社会福祉課 福祉総務係  
☎0248-88-8111